

特別徴収義務者 様

令和6年度個人住民税の定額減税に伴う変更点について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度分個人住民税の減税が実施されます。

減税に伴う変更点は下記のとおりです。

変更点1 特別徴収税額の決定・変更通知書【納税義務者用】への記載内容

○記載される税額については、定額減税「後」の実際に納付いただく税額を記載します。

減税額を特別徴収義務者で計算いただく必要はありません。

○適用欄に**定額減税額**および**定額減税残額(注)**を記載します。【下図参考】

(注)定額減税残額とは、定額減税しきれなかった額です。

この定額減税残額は、「調整給付」として支給されますが、対象者には7月頃に市より給付申請案内を送付する予定です。

※特別徴収義務者用には、定額減税にかかる記載はありません。減税後の税額が記載されます。

所得	給与収入 給与所得(所得 基礎控除控除後) その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税 標準 率	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得 控除	雑 損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 雑費控除料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶 養 基 礎	扶養親族該当区分 本人該当区分	課税 標準 率
(摘要)定額減税額: 0円 定額減税 市: 6,000円、県: 4,000円		調整控除 市: 1,500円、県: 1,000円		
税	市町村民税	道府県民税	森林環境税	納付額
税額控除額④	144,780	7,500		
所得割額⑤	137,200			
均等割額⑥	3,000			
税額控除額④	96,520	5,000		6月分 0
所得割額⑤	91,500			7月分 22,200
均等割額⑥	1,500			8月分 21,200
森林環境税額⑦	1,000			9月分 21,200
特別徴収税額⑧	234,200			10月分 21,200
控除不足額⑨				11月分 21,200
既納付額⑩				12月分 21,200
差引納付額(⑧-⑩)	234,200			1月分 21,200
変更前税額⑪				2月分 21,200
増減額(⑪-⑩)	234,200			3月分 21,200
変更月				4月分 21,200
				5月分 21,200

定額減税の概要

対象者

令和6年度分個人住民税(市民税・県民税・森林環境税)の納税義務者のうち、前年(令和5年分)の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割が課税となる方が対象です。

(均等割・森林環境税のみ課税となる方は定額減税の対象外です)。

算出方法

算出した定額減税額が納税者の所得割額を上回る場合は、所得割額が減税の限度となります。なお、均等割額及び森林環境税額への減税適用はありません。

【定額減税額】=(1)+(2)

(1)納税者本人 1万円 (2)控除対象配偶者及び扶養親族 1人につき1万円(ただし、国内居住者に限る)

(計算例)控除対象配偶者と扶養親族2名の場合の定額減税額

本人(1万円)+配偶者(1万円)+扶養親族(1万円×2人=2万円)=4万円

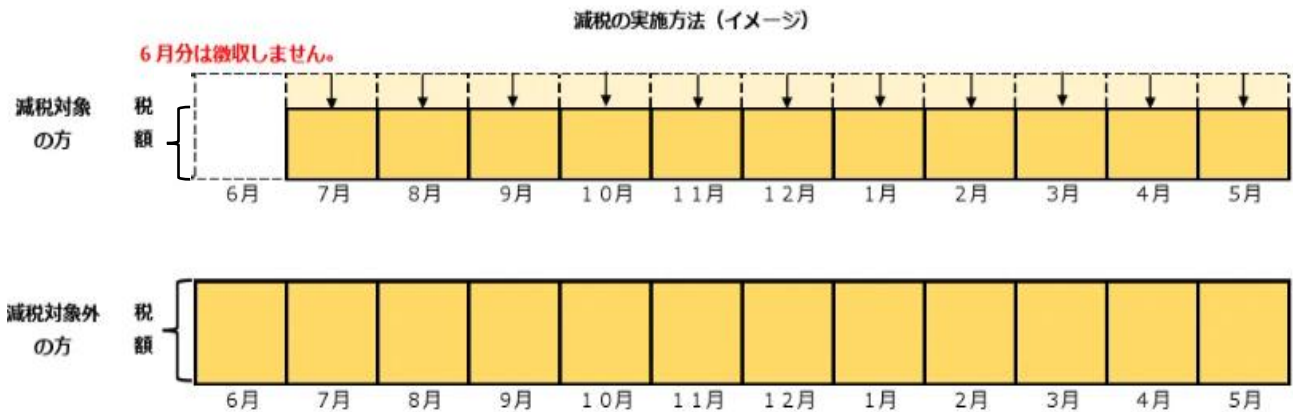
(参考)上記の例で住民税所得割が2万円の場合 所得割が減税額の上限となるため定額減税額は2万円

減税しきれなかった差額については「調整給付」により給付が行われます。

変更点2 給与所得に係る特別徴収の実施方法

○令和6年6月分は徴収せず定額減税後の年税額を、令和6年7月分から令和7年5月分の11か月で均等に割って徴収します。

ただし、合計所得金額 1,805 万円超の方や均等割・森林環境税のみ課税の方など、定額減税が適用されない方については、通常どおり令和6年6月分から特別徴収します



○就職等により普通徴収から特別徴収に切り替わる場合

就職等により特別徴収に切り替わる場合は、普通徴収で徴収されなかった税額について、切り替わった後の月(特別徴収開始月～翌年5月)で分割し、徴収することになります。

○退職等により特別徴収の税額が普通徴収に切り替わる場合

切り替わった後の普通徴収の納期ごとに分割し徴収することになります。

※就職等・退職等いずれの場合も、通常通り「特別徴収切替届」を提出してください。

税額は市で計算しますので、特別徴収義務者の方に計算していただく必要はありません